

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520796

研究課題名(和文) 19世紀英領ビルマの現地人官吏と植民統治体制についての研究

研究課題名(英文) Burmese Subordinate Officials of British Burma in the Nineteenth Century and Their Relation to the Colonial Administration

研究代表者

岩城 高広 (IWAKI, TAKAHIRO)

千葉大学・大学院人文社会科学部研究科・准教授

研究者番号：90312925

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、19世紀後半の英領ビルマにおけるビルマ人下級官吏に焦点をあわせ、植民統治体制との関係性を考察することを目的とした。成果として、2点あげることができる。ひとつは、ミャンマー国立公文書館における史料調査を実施し、19世紀後半のビルマ人下級官吏の一件記録をはじめとする、研究の基礎資料を得たことである。ふたつは、文書の読解によって得た知見を、2014年8月に開催された国際ビルマ研究集会で報告したことである。そこでは、文書にみえる下級官吏たちが、植民地権力にたいしていつも従属的な存在だったわけではなく、自己利益を引き出す対象としても植民地体制をみなしていたのではないかという点を指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the Burmese subordinate officials of British Burma in the late nineteenth century, and investigates their relation to the colonial administration. The result is twofold. First, primary source materials such as the personal files of the subordinate officials were collected at the National Archives Department, Yangon, Myanmar. Second, findings gained from the study were presented at the International Burma Studies Conference 2014 in Singapore. The Burmese subordinate officials appearing in the documents were not always dependent on the colonial authority. Rather, they supposedly treated the colonial administration as an object from which they benefited.

研究分野：ビルマ(ミャンマー)史

キーワード：英領ビルマ ミャンマー 植民地 官僚制

1. 研究開始当初の背景

(1) 申請時の背景、動機

本研究課題を申請した際の背景として、2011年3月、ミャンマー(ビルマ)において、民政移管がおこなわれたことがあげられる。1988年からつづいた強権的姿勢の軍事政権にかわって登場した新政権は、国際的にも注目を集めているが、現地の人びとが、この新政権の登場をどのように受けとめているかという点に関心があった。あらたな政権や政治体制にたいする、人びとの反応や対応は、もとより一様ではないので、どのような立場の人びとが、あらたな権力や体制とどのように関係したかを問うことが重要であると思われた。このような問いかけから出発して、歴史的事象のなかに事例をもとめた結果、ビルマ人と英国植民統治との関係性を考えることを研究課題として設定するにいたった。

(2) 本研究課題についての歴史的背景

本研究課題は、19世紀後半の英領ビルマにおける現地人下級官吏の位置から、植民統治体制と植民地社会を照射するというものである。以下にその歴史的背景を述べる。

1860年代の英領ビルマ成立後、ビルマ南部(下ビルマ)の行政制度は、ディヴィジョン(管区)、ディストリクト(県)、タウンシップ(郡)、サークル(徴税区)、ヴィレッチ(村)に大きく分けられていた。住民の日常生活単位は村にあったとみられるが、統治面では、徴税単位としてのサークルが重要であった。サークル(ビルマ語:タイツ)は、複数の村より構成され、サークル・ヘッドマン(ビルマ語:タイツ・トゥーチー)によって治められ、地税徴収のほか、所属する郡、県から指示された任務を果たした。サークル・ヘッドマンには、現地の人びと(エスニシティーとしては、ビルマに限定されるわけではないが、ここではビルマ人とする)が任命されたが、植民統治の進展とともに、上位のタウンシップ・オフィサー(ビルマ語:ミョウ・オウツ)郡・県役所の書記やアシスタントにも、多くのビルマ人が任用されるようになった。

こうしたビルマ人たちは、地方統治の責任者である県知事にたいして、文書による請願をおこなうことが認められていた。請願の文書(ペティション petition、ビルマ語:アスイーイン・カン・ザー)の様式自体は一定であったが、中身をみると、請願者の要望や主張のほか、請願にいたった経緯などが詳しく述べられていることがすくなくない。したがって請願書の内容をよく吟味することによって、ビルマ人下級官吏たちが植民地社会の日常業務のなかで、どのような経験をしたのか、さらに下級官吏たちの植民地権力、体制にたいする関係性にアプローチできるのではないかと考えられる。

2. 研究の目的

(1) 19世紀後半の英領ビルマ(ミャンマー)

における、ビルマ人地方官吏の歴史的位置づけを考察することを目的とする。具体的には、次項「3. 研究の方法」において述べる。

(2) 先行研究との関係

本研究課題は、植民地支配にたいする抵抗運動をおもなテーマとしてきた先行研究とは異なり、植民統治体制の下部を支えていた現地の人びとが、植民地体制や植民地社会をどうとらえていたのかという観点から、植民地期についての歴史像に知見をくわえることをめざす。ビルマの植民地期をあつかったこれまでの研究では、主として、植民地主義に抵抗した人びと、いいかえればナショナリズムや農民運動に焦点があわされてきた。たしかにこれらは重要なテーマである。他方、インド高等文官(ICS: Indian Civil Service)のようなエリート行政官についての研究をのぞけば、植民地政庁に仕えたビルマ人についてはほとんど関心が払われていない。理由のひとつとして、ビルマのナショナル・ヒストリーの文脈では、植民地主義の協力者とみなされてしまうことがあげられよう。しかし、本研究課題で着目する下級官吏たちは、かならずしも植民地支配体制のたんなる協力者、従属者ではなく、主体的に行動していた人びととして、理解することが可能である。

(3) 特色

本研究課題では、ビルマ人下級官吏の視点で、植民地体制や植民地社会を照射することを特色としている。研究史上の意義として、ビルマ史における英国植民地期の位置づけにあらたな知見をつけくわえられること、アジアの他の植民地社会との比較可能性など、研究史上にあらたな観点を導入できることがあげられる。

3. 研究の方法

(1) 史料収集

ミャンマー国立公文書館(National Archives Department, Yangon)を中心に現地調査を実施し、19世紀後半のビルマ人下級官吏についての文書を収集する。同館には、おおむね19世紀以降の行政文書が保存されている。これら行政文書は、植民統治体制におけるビルマ人地方官吏の位置づけを解明するうえで、重要な情報をふくむものである。

(2) 制度史的考察

収集した文書を分析し、植民統治体制における下級官吏の位置を制度史的に明らかにする。着目する点は、官吏のプロフィール、リクルートの過程、任免状況、職務遂行状況などである。

(3) 下級官吏と植民地権力との関係

ビルマ人地方官吏が、植民統治体制とどのような関係にあったのか、請願書の分析を中心に考察する。

4. 研究成果

(1) ビルマ語一次文献の収集

ミャンマー国立公文書館での史料調査・収集を計3回実施した。同館には、下ビルマ諸県の植民地期行政文書が多数所蔵されている。このうち下級官吏の「個人ファイル」が、本研究課題にとって重要である。ここで個人ファイルというのは、文書のタイトルに、官吏の個人名がついているものである。任命状、異動の記録、請願書など当該官吏についてのもろもろの記録が綴じられている。下ビルマのサークル・ヘッドマン、タウンシップ・オフィサー、各級の書記やアシスタントなどの個人ファイルを、本研究ではおもに参照した。その時期と地域であるが、1880年代から90年代にかけて、トングワ県（のちのピーボン、マウービン県）において作成されたものである。なお、文書で使用されている言語は、県知事ら地方行政トップのものをのぞき、ほぼビルマ語である。また、ミャンマー国立公文書館所蔵文書は、先行研究ではほとんど参照されておらず、ごく最近になって活用されはじめたものである。本研究課題は、史料面でも先駆性を有しているといえる。

以下、具体例として、下級官吏が県知事あてに提出した請願書を抜粋して紹介する。

例 昇任をもとめる請願（ミャンマー国立公文書館 No.4）

県知事閣下のしもべが、跪拝してご裁可をたまわります。私は、1875年より、書記補佐として勤務してまいりましたところ、約5年になりました。私のあとから勤務についた者たちは、一段階一段階と昇進しております。私には昇進がありませんが、まじめに良好に政府の仕事をしております。そうでありますので、民事・刑事の2級書記であれ、俸給を得られる他の書記であれ、私をご任命くださいますよう、跪拝してご裁可をたまわります。

例 異動先で購入した住居費用の立て替えをもとめる請願（ミャンマー国立公文書館 No.4287）

マウービン町からピーボン町へ異動してきました。ピーボンでは、よそ様の家に家族ともども下宿しています。200ルピーで家を買いましたが、150ルピーの支払いが残っています。ついては、買った家を担保に、閣下より150ルピーをお支払いください。そして私の月給25ルピーのうち、6ルピー4アンナずつ返済せよ、と私にご命令くださいますようお願い申し上げます。

(2) 国際ビルマ研究集会における報告

2014年8月、シンガポールで開催された国際ビルマ研究集会(International Burma Studies Conference 2014)に参加し、Requests Submitted by Burmese Subordinate Officials in the Late Nineteenth Century: Contents, Format, and Their

Significance to the Colonial Administration (19世紀後半のビルマ人下級官吏が提出した要求: 内容、様式、植民統治にたいする意義) という題目で研究発表をおこなった。19世紀末、ビルマ南部において、所属する県の知事にあてて提出された諸種の請願書に着目し、それらの分析から得た知見を報告した。骨子は以下のとおりである。

19世紀後半、下ビルマのビルマ人たちは、急速に変化する時期を生きた。おおきくみると、植民地支配によって、フロンティアであったデルタ社会が、いわゆる複合社会へと変容していたといえる。こうした状況のもと、政府機関の役人になること(すべてのビルマ人にこのような機会がひらかれていたわけではないが)は、安定した生活と将来を確保するひとつの手段であった。

下級官吏たちは、請願書を提出することによって、上司に要望を伝えることが許されていた。しかしながら、官吏たちは、この手続きを、たとえそれが認められなかったとしても、自分たちの利害を増進する機会と解釈していたのではないかと考えた。つまり自分たちの利害や願望を追求し、また利益を得るために、植民地行政をできるかぎり利用しようとしていたのではないかとということである。とくに、新規任命、昇進、昇給、あるいは異動の要望は、多かれ少なかれ、官吏たちの自己利益を反映していたといえよう。要望を伝えることは、ビルマ人下級官吏にとっての生存戦略のひとつであった。

ビルマ人下級官吏は、つねに植民地当局に従属的な存在だったわけではなく、植民統治体制の枠組みのなかで実利的に行動することで、官僚制の境界を押し上げようとしていたとみることができる。

(3) 研究成果の国内外における位置づけ

上述したように、先行研究ではほとんど関心が払われていなかった、植民地政庁に仕えたビルマ人に焦点を合わせた本研究課題は、下級官吏の視点で、植民地体制や植民地社会を照射することを特色としている点で研究史に一定の貢献をなし得ると考えられる。

本研究課題補助期間中の2013年、下級官吏に焦点を合わせたジョナタン・サハ氏の著作(Jonathan Saha, *Law, Disorder and the Colonial State: Corruption in Burma c.1900*, 2013年)が出版され、本研究課題に関連した研究状況がおおきく変わりつつある。氏は20世紀初頭の下ビルマ、デルタ地域における下級官吏の不正行為(misconduct)ないし汚職をテーマとし、植民地国家のありさまを描き出したユニークな研究である。史料面でも、ミャンマー国立公文書館所蔵文書を用いるなど新しさがある。

しかしサハ氏の研究では、地方社会(たとえばサークル)のレベル、いいかえればビルマ語文書のレベルにまでは目が届いていない。このため、下級官吏を歴史的にどう位置

づけるかについては、なおとりくむべき問題が残されているとみている。この点にアプローチした本研究課題は、近年の研究動向に照らしても意義あるものと考えられる。

(4) 今後の展望：文書学的探求の必要性

本研究課題において分析対象とした請願書は、その様式と用いられている語彙や文章表現をみると、王国時代のスイッターン文書やシャウチェツ文書と呼ばれる文書とよく似ている。ここで王国時代の文書というのは、地方社会の統治者が中央政府（王権）にたいして提出した文書のことで、地方支配者への任命を中央政府に認めてもらうとする内容のものが多く、この点では請願書とも対照することが可能である。王国時代の文書では、文書提出者が、従順なしもべとして王への忠誠を誓い、中央政府に自分の主張を受け入れてもらおうと期待する筋書きになっており、これは、文書提出者と王権との間のいわば互酬的関係を反映していたものと解釈しうる。こうした互酬的関係は、本研究課題で検討した英領ビルマ時代の請願書においても読みとれるのではないかと考えている。

本研究課題申請時にも、この点には気づいていたが、研究期間内に十分追究することができなかつたため、いまだ予備的な考察にとどまっている。また当然のことながら、王国期の文書と英国植民統治期のそれとの間には大きな差異も存在するので、この点についてもよく考える必要がある。今後は、具体的な文書の世界を出発点に、近世と近代との移行期をどのように把握するかという問題として考えていきたい。

(5) まとめ

「3. 研究の方法」で示した各項目のうち、(1)および(3)については、一定の成果を上げることができたと考えている。他方(2)に関連して、下級官吏のプロフィールや任免状況については、いくつかの事例を集めることはできたものの、それらから明確な特徴を析出するにはいたらなかつたので、今後の課題として、ひきつづき検討していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計1件)

- ・発表者名：Iwaki Takahiro (岩城高広)
- ・発表標題：Requests Submitted by Burmese Subordinate Officials in the Late Nineteenth Century: Contents, Format, and Their Significance to the Colonial Administration
- ・学会等名：International Burma Studies Conference 2014 (国際ビルマ研究集会)
- ・発表年月日：2014年8月3日
- ・発表場所：シンガポール (シンガポール)

[図書](計1件)

- ・著者名：岩城高広
- ・出版社名：明石書店
- ・書名：ミャンマーを知るための60章
- ・発行年：2013年
- ・ページ(共著)：388(32-35)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩城 高広 (IWAKI, Takahiro)

千葉大学・大学院人文社会科学研究所・准教授

研究者番号：90312925